

地域密着型サービスの運営推進会議について

1 開催について

地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては介護・医療連携推進会議）の開催については、令和2年8月27日付け事務連絡により、以下の取扱いとしています。

【令和2年10月以降の取扱い（令和2年8月27日付け事務連絡）】

・新しい生活様式を踏まえたうえで、通常どおりサービス種別ごとに定期的な開催をお願いします。

なお、利用者の安全が確保できない等やむを得ない理由により開催できない場合は、出席予定者に対し文書等で報告・意見照会を行い、その結果を運営推進会議報告書として作成し、当課へ報告した場合は開催したものとみなします。

今年度の実地指導において、運営推進会議を開催していない事例が複数の事業所で確認されました。対面での開催が難しい場合は、文書等の代替手段による対応をお願いします。

事 務 連 絡
令和2年8月27日

各地域密着型（介護予防）サービス事業所
管理者 様

益田市福祉環境部高齢者福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議の取扱いについて

平素は介護保険行政の推進に対しましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては介護・医療連携推進会議）の開催について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、以下の取扱いとさせていただきます。
つきましては、適切な運営をしていただきますようお願いいたします。

記

1. 運営推進会議の開催について

【9月末までの取扱い】

令和2年9月末までに開催を予定する運営推進会議を、中止又は延期とする取り扱いをしても差し支えありません。ただし、中止又は延期となった経過について、事業所内で記録を残しておいてください。

なお、事業所の判断で運営推進会議を開催することについては、一律に制限するものではありませんが、開催にあたっては万全の感染防止対策を講じてください。

【10月以降の取扱い】

令和2年10月以降の運営推進会議の取扱いについては、新しい生活様式を踏まえたうえで、通常どおりサービス種別ごとに定期的な開催をお願いします。

なお、利用者の安全が確保できない等やむを得ない理由により開催できない場合は、出席予定者に対し文書等で報告・意見照会を行い、その結果を運営推進会議報告書として作成し、本市へ報告した場合は開催したものとみなします。

2. 認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件について

上記の取扱いにより、運営推進会議を開催しない場合の外部評価実施回数緩和（特例適用）の要件の一つである、「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること」については次のとおりです。

令和2年9月末までに開催予定の運営推進会議について、出席予定者に対し文書等

で報告・意見照会を行い、その結果を運営推進会議報告書として作成し、本市へ報告した場合は開催したものとみなします。

※10月以降の取扱いについても同様とします。

益田市福祉環境部 高齢者福祉課
事業者指導係
TEL 0856-31-0218（直通）

地域密着型サービスの運営推進会議について

2 報告書について

事業者は運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととなっています。

また、運営推進会議における報告等は、2年間保存しなければなりません。

現在、市ホームページで公表を行っている事業所の報告書についても基本的に過去2年分を掲載しています。

現在、市ホームページで運営推進会議の公表を行っている事業所の報告書については、ホームページをご確認ください。

※市へ未提出分の報告書がありましたら、紙媒体またはデータで高齢者福祉課事業者指導係までご提出をお願いします。